

令和3年度 介護保険事業所集団指導

(介護サービス情報の公表制度について)

令和3年10月
宮崎県長寿介護課



1

介護サービス情報公表制度とは

- 介護保険法では、利用者やその家族が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供することを目的として、介護サービス事業者に対し、介護サービス情報の公表を義務付けています。
- インターネット(介護サービス情報公表システム)を経由して、国が設置しているサーバー上で、各事業者が報告システムに情報の入力(=報告)を行い、県のとりまとめ(=受理)を経て、ホームページに公開(=公表)されます。



2

1 公表対象事業者

(1) 既存事業者

毎年度策定する公表計画の基準日（毎年1月1日）前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者

(2) 新規事業者

新たに介護サービスを開始しようとする事業者

(3) その他希望する事業所

指定済介護保険事業者の内（1）及び（2）の対象となっていない事業者

※令和3年度より「有料老人ホーム」の検索や詳細な情報の確認が容易となるよう、生活関連情報に「有料老人ホーム」に関する情報を掲載・検索できる機能が追加された。



3

2 介護サービス情報の内容

(1) 基本情報（既存事業者＋新規事業者）

介護サービス事業所の名称、所在地、連絡先、従業者の数、施設・設備の状況及び利用料金などに関する情報

(2) 運営情報（既存事業者）

介護サービス事業所のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の内容及び運営などに関する情報

(3) 事業所の特色

従業者やサービスなどに加え、写真及び動画の掲載など事業所のPR（※報告は任意）



4

3 報告の方法

公表計画に基づき、公表対象事業者に直接通知します。

例年：9月～12月の間

新規事業者に対しては、指定通知書とともに、案内を送付します。

通知・案内に沿って、指定された期日までに報告してください。



5

4 調査の実施

次に該当する場合には、介護サービス情報の調査を実施します。

- (1) 報告内容に虚偽が疑われる場合
- (2) 公表内容について、利用者等から通報があった場合



6

介護サービス情報公表システムの仕組み

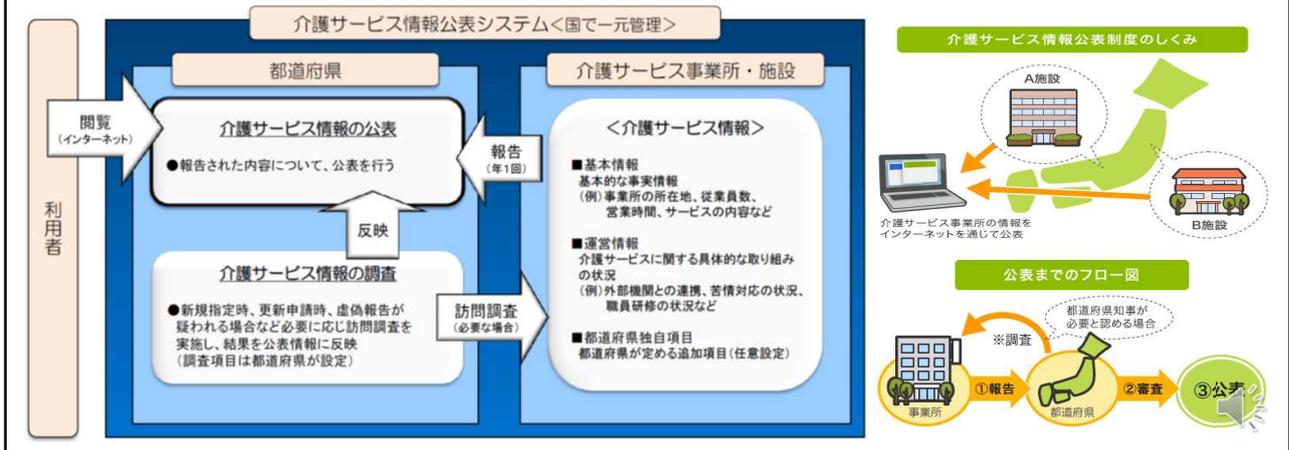
【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



7

介護サービス情報の 公表システムデータのオープンデータ化

官民データ活用推進基本法（平成28 年法律第103 号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられた。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されている。

↓

法の趣旨を踏まえ、介護サービス情報公表システムに収載している介護サービス事業所情報のオープンデータ（csv 形式）を厚生労働省ホームページで公表することとし、都道府県等に留意いただきたいことを記載したものである。



8

処分・行政指導に関する情報の公表

処分については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条の2第4項及び第78条において公示することとされており、また、行政指導のうち勧告については、法第76条の2第2項において当該勧告に従わなかった場合に公表することができることとされている。

これらの情報については、利用者等による介護サービス事業所の選択に資するため、広く情報発信していくことが必要であるところ、効率的・効果的に公表を行う観点から、介護サービス情報公表システムを活用できるよう、システム上でこれらの情報を公表するための機能を実装しているところである



9

災害時情報共有システム報告情報について

災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加されました。

対象サービス（介護予防サービスを含む）

- ① 老人短期入所施設
- ② 特別養護老人ホーム
- ③ 認知症高齢者グループホーム
- ④ 介護老人保健施設
- ⑤ 介護医療院
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑧ 介護療養型医療施設
- ⑨ 短期入所療養介護
- ⑩ 通所リハビリテーション
- ⑪ 通所介護
- ⑫ 認知症対応型通所介護
- ⑬ 養護老人ホーム
- ⑭ 軽費老人ホーム
- ⑮ 生活支援ハウス
- ⑯ 有料老人ホーム
- ⑰ サービス付き高齢者向け住宅

①～⑫に該当するサービス
従来通りのIDとパスワードでログインできる。

⑬～⑰に該当するサービス
新たにIDとパスワードが付与される。

災害時情報共有システム報告情報には次の情報を必ず登録してください。

- ・事業所住所
- ・担当者氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・緊急連絡先担当者
- ・緊急連絡先電話番号
- ・緊急連絡先メールアドレス



10

災害発生時における被災状況の報告方法

災害発生時には、以下のとおり報告をお願いします。

- ① 災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、災害情報共有システムに介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」が登録されます。
- ② 県より、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡します。
(メール又はホームページ等で周知予定)
有料老人ホームにおいては、被災確認対象事業所番号等の付与の前に情報公表システムへの事前登録が必要です。登録作業は県ですべて行いますが、各有料老人ホームにおいて、規定様式の重要事項説明書(情報公表システム取込)を提出いただく必要があります。
- ③ 被害が発生した場合は、システムにおいて被害状況を報告してください。報告には、システム上、必須項目を全て選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告してください。



11

№.「番号」

2 4 3 - 1

令和3年 月 日

「法人名」

「事業所名」 管理者 様

宮崎県長寿介護課長
(公印有 効)

令和3(2021)年度介護サービス情報の公表制度に係る事業所情報の報告について(依頼)

日頃より、本県の介護保険事業の適切な運営に御協力を賜り、心より感謝申し上げます。さて、介護保険法では、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討し、適切に選択するための情報を提供することを目的として、介護サービス事業者に対し、介護サービス情報の公表を義務付けています。

具体的には、インターネットを基出して国が設置しているサービス上で、各事業者が報告システムに入力を行い、県のとおりまとめたものを、ホームページに公開されます。つきましては、介護保険法の規定に基づき策定した「令和3(2021)年度 宮崎県介護サービス情報公表計画」において、貴事業所は公表対象事業所(令和2年における介護報酬額が100万円超)として位置付けられましたので、裏面により報告してください。

なお、介護保険法において、報告を行わない又は虚偽の報告を行った場合などの法令違反行為に対しては、相応の取扱いを含む罰則の規定が設けられておりますので、御留意ください。

令和3(2021)年度介護サービス情報の報告における主な変更点

令和3年9月9日付けで「介護サービス情報の公表」制度の施行について(平成18年3月31日老保発第0331007号厚生労働省令(介護職員等特別処遇増進法施行令)の一部改正が行われました。これによる主な変更点は以下の1～3のとおりです。

- 1 「有料老人ホーム」が公表対象へ追加
全国の有料老人ホームの概要や詳細な概要の掲載が容易となるよう、生活関連情報に有料老人ホームに関する情報を掲載・検索できる機能が追加されました。
- 2 介護サービス事業所情報のオープンデータの公表
介護サービス情報公表システムに取込している介護サービス事業所情報のオープンデータ(csv形式)を厚生労働省ホームページで公表できるようになりました。
- 3 処分・指図に関する情報の公表項目への追加
処分については、介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」という。)第76条の2第4項及び第78条において公示することとされており、また、行政指図のうち処分については、法第76条の2第2項において当該指図に従った場合に公表することができるとされています。これまで、「処分」、「行政指図」たる処分に従った場合について、県公表(告示)等により公表しておりましたが、今年度より、公表システムによる公表が可能となりました。
- 4 災害時情報共有システム報告の追加
介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加されました。
別添「令和3(2021)年度介護サービス情報の報告における連絡事項」参照。



12



1 公表対象事業所
 ※事業所名

2 公表対象サービス

サービス種類①	サービス種類②

※掲載されているサービスが複数ある場合、全てのサービスについて報告することを基本としますが、一体的な報告として、主たるサービスの報告することが可能です。
 ※掲載されているサービスが本体サービスのみのみであっても、予防サービスの指定を受けている場合は併せて報告を行うことが可能です（その反可も可）。

3 報告の内容

基本情報	事業所の名称・所在地、従業員、提供サービスの内容、利用料、電話	必須
番号、FAX番号、メールアドレスなど		
運営情報	利用者の権利保護、サービスの質の確保、相談・苦情等への対応など	必須
事業所の特色	従業員やサービスなどに加え、写真及び動画の掲載など事業所のPR	任意

※基本情報及び運営情報について、過年度に報告をいただいている場合は、その内容があらからじめ入力されていますので、その内容を見直し形で修正入力してください。
 また、メールアドレスの入力間違いが多いため、そちらについても必ず入力してください。

4 報告の方法

インターネットを經由して、報告システムに、以下に記載しているID・パスワードを用いてログインし、必要箇所を入力してください。
 報告システムの操作マニュアルと、報告に関する記載要領は、県庁ホームページに掲載していますので、ダウンロードの上、作業を行ってください。また、記載要領は、報告システムの画面上で確認しながら入力できる仕組みとなっています（基本情報画面では「i」ボタンをクリック、運営情報では「o」ボタンをクリック）にカーソルを合わせると確認できます。なお、掲載内容に係る責任は事業者に帰属しますので、正確な情報の報告をお願いします。

報告システムURL <https://www.kaisokensaku.nlw.go.jp/hokoku/45/>

ID	パスワード
「事業所番号」	「パスワード」

※新たにパスワードを付与しています。ログイン後、パスワードの変更が可能です。

5 報告の期限
 令和3年 月 日 ※ 令和3年 月に公表予定

6 操作マニュアル・記載要領等
 本制度に関する事業者向けの案内を県庁ホームページに掲載しています。
 トップ>健康・福祉>高齢者・介護>介護保険>介護サービス情報の公表制度に係る報告について

7 問合せ先
 宮城県福祉保健部長寿介護課居宅介護担当 甲斐
 TEL：0985-26-7058 FAX：0985-26-7344



令和3（2021）年度介護サービス情報の報告における補遺事項

1 システム上のログインについて
 ・ログインの際には、「画面上部に登録済みの表示があるが、「半角文字で入力しているか」を十分確認してください。
 ・なお、報告期限が近づくと、処理が混み合いログインできなくなる場合がありますので御注意ください。

2 入力・提出について

・入力の際には、記入メニュー画面の「登録状況確認」の計画年度欄が「2021」となっていることを確認してください。この表示が「2021」とならない限り、入力ができません。
 ・提出後は、記入メニュー画面の「登録状況確認」の状況欄が「提出済」と表示されていることを確認してください。この表示が「提出済」とならない限り、県への報告は完了していませんので、御注意ください。
 ・報告システム入力・提出の方法については、別添「報告かんたん操作ガイド5.0版」で解説されておりますので、参照してください。

3 介護サービス情報の削除について

・介護サービス情報を最後に報告した日の翌年度から2年度間新たな報告を行わなかった場合は、当該介護サービス情報は削除されます。
 ・現在、ホームページで公表されているもののうち、公表年度が平成30年度になっているものは、順次削除されますので、期限内に報告を行ってください。

4 災害時情報共有システムについて

・今年度より、災害時に介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加されました。対象サービスは、次のとおりです。
 《災害時情報共有システム報告対象事業所》
 ① 老人短期入所施設
 ② 特別養護老人ホーム
 ③ 認知症高齢者グループホーム
 ④ 介護老人保健施設
 ⑤ 介護老人保健施設
 ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所
 ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 ⑧ 介護療養型医療施設
 ⑨ 短期入所療養介護
 ⑩ 通所リハビリテーション
 ⑪ 通所介護
 ⑫ 認知症対応型通所介護
 ・以下の項目を最新の情報に更新してください。
 緊急連絡先電話番号
 緊急連絡先メールアドレス
 ※その他の項目についても確認を行い、最新の情報に更新してください。
 詳しくは、県ホームページ「健康・福祉>高齢者・介護>高齢者福祉>介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」を御覧ください。

介護事業所検索以外の機能も使ってみよう！

お住まいの地域で利用できる生活関連情報を掲載しています

■『地域包括支援センター検索』『生活支援サービス検索』『認知症に関する相談窓口検索』などの検索を行うことができます。

●地域包括支援センター検索

高齢者の総合相談から地域の必要な支援につなげる機能を有する地域包括支援センターに関する情報が掲載できます。

確認できる情報
センター名称 所在地・TEL
運営主体 (法人)
業務日・業務時間 ・休日体制
事業内容
職員体制
活動実績 など

●生活支援サービス検索

サービス内容	確認できる情報
見守り・安全確認、配食、家事支援、交通の場、外出支援等生活支援サービスを利用する上で基礎的な情報が検索・閲覧できます。	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、得意エリア、サービス提供日数、料金体系 など
サービス内容	事業所種別
交通の場、買い物	外出支援
多機能型拠点	その他
	(市町村が運営・実施するサービス)

●認知症に関する相談窓口検索

「もしかして認知症では」と思われる症状に気づいたときや、認知症と診断された直後など、本人や家族などが気軽に悩みを相談できる認知症に関する相談窓口の情報が掲載できます。

確認できる情報
窓口名称 所在地・TEL
業務日・業務時間 ・休日体制
その他 (特色等)

●スマホ検索には専用アプリが便利！

介護サービス事業所を選択する際に役立つ、さまざまな機能をご利用いただけます。

「介護サービス情報公表システム」に関するお問合せ先

令和2年4月版

スマホ、PCでカンタン検索！

介護 公表 検索 クリック

介護サービス情報公表システム

介護事業所を探せます！

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を自由に選択できる『介護保険制度』の利用にあたって、ぜひご利用ください。

『介護サービス情報公表システム』ではどんなことができるの？

- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探すことができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援サービス」「認知症に関する相談窓口」などの生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業所の基礎データを比較検討できます。

厚生労働省

15

介護事業所検索について詳しく見てみよう！

① 検索できる介護サービスは？

■ 全 26 種類・54 サービスの事業所・施設情報を調べることができます。

※介護サービスサービスを含みます。1年間の介護報酬額が100万円未満の事業所は公表の対象になりません。

介護の相談・ケアプラン作成	訪問・通い・宿泊を組み合わせた	地域密着型サービス (地域に密着した小規模な施設等)
居宅介護支援	▶小規模多機能型居宅介護 ▶短期小規模多機能型居宅介護 (仮設型サービス)	▶認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ▶認知症対応型介護老人福祉施設(認知症対応型生活介護) ▶地域密着型特定居宅介護(高齢者生活介護)
自宅に訪問	短期間の宿泊	福祉用具を使う
▶認知介護(ホームヘルプ) ▶認知導入 ▶認知機能 ▶認知リハビリ ▶認知対応型居宅介護 ▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護	▶認知対応型生活介護(ショートステイ) ▶短期入居介護	▶福祉用具貸与 ▶特定福祉用具販売
施設に送迎	施設等で生活	
▶高齢介護(ケアホーム) ▶認知導入 ▶認知機能 ▶認知リハビリ ▶認知対応型居宅介護 ▶療養介護 ▶療養介護(療養型) ▶地域密着型居宅介護	▶介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ▶介護老人保健施設(老健) ▶介護療養型医療施設 ▶特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、新築老人ホーム等) ▶介護施設	

② どうやって介護事業所を検索するの？

■ 「本人家族に合ったサービスを探す」「目的や場所に合せて介護事業所を探す」「詳しい条件で探す(ケアマネジャー等)」など、利用者・家族やケアマネジャーなど、ご利用される方の立場に応じて検索できます。

名義連絡用の「介護事業所検索」ページに以下のようなボタンがありますので、ご利用される方の立場に応じてクリックし、表示した状態でください。それぞれ立場に合った方法で介護事業所を検索できます。

Q. 本人家族に合ったサービスを探す

▶初めて介護サービスを利用する方も、対照式で自分に合ったサービスを検索することができます。

Q. 目的や場所に合せて介護事業所を探す

▶受けたいサービスの目的や場所を選択することで、自分に合ったサービスを検索することができます。

Q. 詳しい条件で探す(ケアマネジャー等)

▶詳細な条件で事業所を絞り込み、介護サービスごとに比較項目を設定して事業所の比較ができるほか、選択した事業所にリストの表示、並びなどができます。

検索された事業所が地図上に利用目的別に色分けして表示されます。

③ どんな情報が見られるの？

■ 全体を集約した「事業所の概要」をはじめ、「事業所の詳細」「事業所の特色」「運営状況」などを調べることができます。

事業所の概要

事業所の詳細

事業所の特色

運営状況

④ どんな使い方ができるの？

事業所を比較する

比較対象に追加した事業所を比較表示できます。

「お気に入り」に登録する

気に入った事業所を再表示できます。

● 検索結果画面の「お気に入りに追加する」ボタン

● 事業所詳細画面の「お気に入りに追加する」ボタン

最大 30 件、30 日間保持できます！

最大 90 件、30 日間保持できます！

■ 気になる情報を「比較対象」に加えておけば、他の事業所との比較検討が簡単に行えます。また、「お気に入り」機能を使えば、一度見た情報を後でスムーズに再表示することができます。

16